

年 月 日

保護者の方へ

年 組 名前

廿日市市立友和小学校長

登校の時期についてのお願い

お子様は、現在欠席しておられますが、この病気は学校感染症であることから他の児童への感染拡大防止を目的に登校停止期間が定められています。

その期間の基準は次のとおりであることから、再登校する場合は必要な書類を提出してください。

なお、感染症の報告については、各医療機関が個別に作成・配布しているものでもかまいません。

病名	登校停止期間	必要な提出書類
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過するまで	<b>&lt;様式1&gt; 感染症に関する報告書 (保護者記入)</b> *登校停止期間内に登校する場合には、様式2の登校許可証(医療機関記入)が必要となります。
溶連菌感染症	抗生剤投与が始まり、24~48時間を経過し、解熱するまで	
アデノウイルス感染症 (流行性角結膜炎及び咽頭結膜熱を除く。)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消えた後2日を経過するまで	
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで	<b>&lt;様式2&gt; 登校許可証 (医療機関記入)</b>
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核		
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他の感染症 ( )		

様式1

様式2

様式1(保護者記入)

\*インフルエンザ、溶連菌感染症、アデノウイルス感染症(流行性角結膜炎及び咽頭結膜熱を除く。)の場合

感染症に関する報告		
年 組 児童名		
保護者名		印
1	発症日	月 日 (発熱等の症状が出た日)
2	診断日	月 日
3	感染症名 (チェックをしてください)	<input type="checkbox"/> インフルエンザ ↳ 型に○をしてください A型 B型 その他( ) <input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 <input type="checkbox"/> アデノウイルス感染症 ( )
4	受診先医療機関名	
5	再登校日	医師の指示により 月 日から登校させます *裏面の「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表を参考にしてください。 *登校停止期間内に登校する場合には、「登校許可証(医療機関記入)」が必要となります。
6	医師の指示 (特にあれば)	

様式2(医療機関記入)

主治医様 お手数をおかけいたしますが、記入をよろしくお願ひします。

## 登 校 許 可 証






年 組 名前

上記の児童・生徒の \_\_\_\_\_ は軽快しており、学校への通学は差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名 印

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

\* 学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後 2 日を経過するまで」から「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると、最低 6 日間の出席停止が必要ということになります。

その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。